# 日本司法支援センター(法テラス)の組織及び業務内容について

## 設立経緯

司法制度改革の必要性



総合法律支援法成立 (H16.6.2公布)

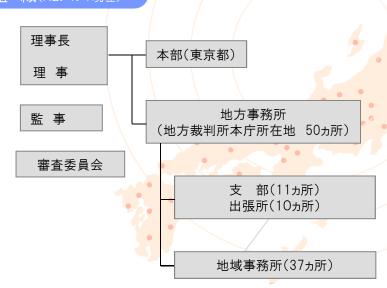


法テラスの設立 (H18, 4, 10)

#### 基本理念

民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを 受けられる社会の実現を目指す

## 組 織(R2.4.1現在)



### 主な業務内容

#### 情報提供 § 30 I ①

弁護士や,司法書士等の隣接法律 専門職者などに関する情報等を収 集・整理し,以下の方法で提供

- ○コールセンターの設置
- ◆全国の地方事務所に専門職員を 配置

## 司法過疎対策 § 30 I ⑦

司法過疎地域に常勤弁護士を配置し,以下のサービスを提供

- ●有償での事件処理
- ○民事法律扶助業務·国選弁護人 確保業務の全国均質遂行

## 民事法律扶助 § 30 I ②③④

- ●資力の乏しい方に対し、民事に関する以下の援助を実施
  - ·弁護士·司法書士費用の立替え ·書類作成費用の立替え
  - ·無料法律相談
- ○認知機能が十分でない方に対する 資力を問わない法律相談を実施
- ○政令で指定する大規模災害の被災者に対する無料法律相談を実施

#### 犯罪被害者支援 § 30 I 5689

犯罪被害者支援に関する以下の業務 を実施

- ○ストーカー等の被害者に対する資力 を問わない法律相談を実施
- ○被害者参加人に付される国選弁護士の候補を裁判所に通知
- ○犯罪被害者支援に関する情報を収集・整理し、提供(弁護士も紹介)
- ○被害者参加人へ旅費等を支給

## 国選弁護等関連 § 30 I ⑥

国選弁護に関する以下の業務を実施

- 支援センターと契約した弁護士を 国選弁護人候補として裁判所に 通知
- ●国選弁護人に対する報酬の支払

#### 東日本大震災法律援助

東日本大震災の被災者に対し, 資力の状況にかかわらず,以下の 援助を実施

- ○弁護士・司法書士費用の立替え
- ●書類作成費用の立替え
- ○無料法律相談

※「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」で新設